

秩父市公共施設等総合管理計画

(二訂版)

埼玉県秩父市

目 次

第1章 計画策定の背景	
1. 計画策定の背景	1
第2章 本市の状況	
1. 人口の推移	2
2. 財政の現状と課題	3
(1) 歳入歳出の推移	
(2) 普通建設事業費の推移	
(3) 今後の財政状況	
第3章 公共施設等の現状と課題	
1. 公共施設等の現状	6
(1) 公共施設（ハコモノ）の現状	
(2) インフラ資産の現状	
2. 将来負担コストの課題	9
(1) 公共施設（ハコモノ）の将来負担コスト	
(2) インフラ資産の将来負担コスト	
第4章 総合管理計画推進方針	
1. 公共施設等総合管理計画推進における3つの改革	16
(1) 量の改革	
(2) 質の改革	
(3) 歳入確保	
2. 現状や課題に関する基本認識	18
3. 計画期間	19
4. 取組体制	20
(1) 庁内の推進体制	
(2) 財政部門との連携	
5. 実施方針	21
(1) 公共施設・インフラ資産共通事項	
(2) 公共施設	
(3) インフラ資産	
6. 公共施設等の管理に関する方針	24
(1) 点検・診断	
(2) 維持管理・修繕・更新及び長寿命化等	
(3) 安全確保	
(4) 耐震化	
(5) ユニバーサルデザイン	

7. 公共施設等個別施設計画の策定及び取組方針	25
(1) 公共施設	
(2) インフラ資産	
8. 計画推進に向けて	28
(1) 市民との協働	
(2) 議会の同意と参画	
(3) PPP/PFIの活用	
(4) 他団体等との連携	
(5) 公会計との連携	

第1章 計画策定の背景

1. 計画策定の背景

近年、地方公共団体の保有する公共施設等の老朽化への対応が大きな課題となっています。公共施設に対して耐震化や適切なメンテナンスなどを行わないまま、老朽化した施設が増えると、重大な事故などの発生する危険性が高まります。

また、人口の減少や人口構成の変化により、公共施設等のあり方が大きく変化することが予想されます。例えば、子どもの数が減ることにより、学校に余裕教室が増加することや、今まで以上に高齢者に必要な施設が求められることなどがあげられます。

さらに、本市は平成17年4月に合併をしていることから、同種の施設が複数存在するという状況もあります。

一方、地方交付税の合併算定替の終了や、今後、労働人口が減ることに伴う税収の減少などを総合的に判断すると、老朽化施設の補修や建て替え、あるいは施設の維持管理の費用が、今後の本市の財政を圧迫すると想定しています。

このような状況の中、国においてはインフラ長寿命化基本計画を策定するとともに、地方に対しても公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針を示し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するよう要請してきています。

本市の公共施設についても、その約4割が既に完成後30年以上を経過し、老朽化が進んでいるとともに、人口の減少や少子高齢化が進行しています。

このため、本市における施設の適切な規模とあり方を検討し、公共施設等のマネジメントを徹底することにより、可能な限り公共施設等の機能を維持しつつ、できる限り次世代に負担を残さない効率的・効果的な公共施設等の最適な配置を実現するために、「秩父市公共施設等総合管理計画」を策定するものです。

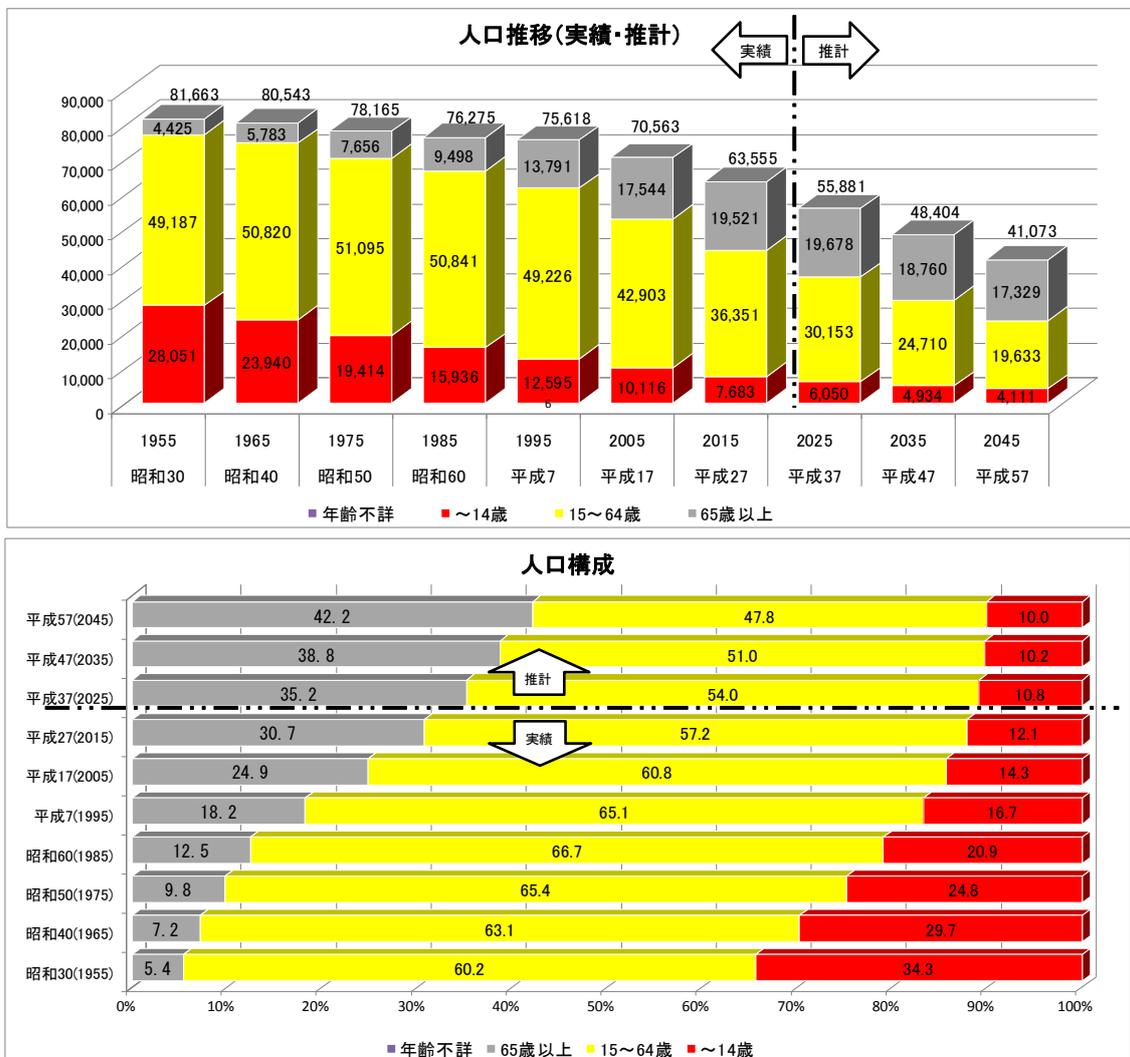
第2章 本市の状況

1. 人口の推移

本市の人口（合併前については合算）は昭和35年国勢調査の82,811人をピークに、以降徐々に減少しており、平成57年(2045年)には41,073人まで減少することが予想されています。

人口構成別にみると、生産年齢（15～64歳）人口は、昭和50年が最も多く51,095人でしたが、平成57年(2045年)には61.6%減の19,633人に、年少（0～14歳）人口については、昭和30年が最も多く28,051人でしたが、平成57年(2045年)には85.3%減の4,111人に減少すると推計されています。

一方、老年（65歳以上）人口については、昭和30年の4,425人から平成57年(2045年)には17,329人と推計され、今後、少子高齢化が進行すると予想されます。



※人口は国勢調査人口。

※推計値は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年3月推計）」

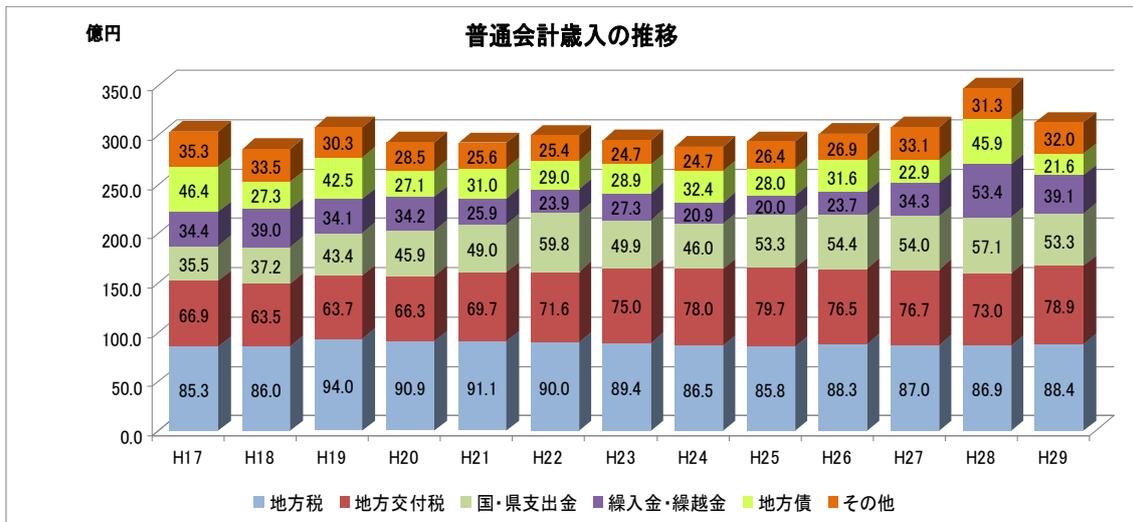
※端数処理の関係上、合計が合わない場合があります。

2. 財政の現状と課題

(1) 歳入歳出の推移

【歳入】

市町村合併以降の普通会計(※1)歳入の推移をみると、総額ではほぼ横ばい傾向になっています。しかし、地方税は、平成19年の94億円をピークに平成29年は88.4億円に減少しています。一方で地方交付税は、平成17年に66.9億円でしたが、平成29年には78.9億円に増加していることから、国への財源依存度が高くなっていることがわかります。

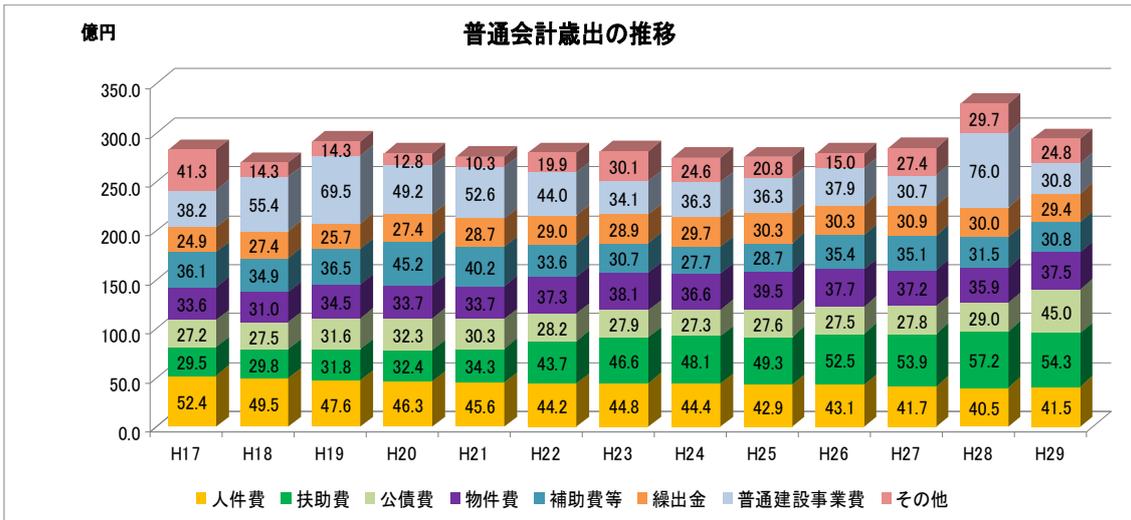


【歳出】

市町村合併以降の普通会計歳出の推移をみると、総額では歳入同様ほぼ横ばい傾向になっています。人件費は、平成17年に52.4億円でしたが、平成29年には41.5億円に減少しています。一方で扶助費の伸びが著しく、平成17年には29.5億円でしたが、平成29年には54.3億円と、約1.8倍となっています。このようなことから、投資的経費(※2)に充てることのできる財源が限られてきていることがわかります。

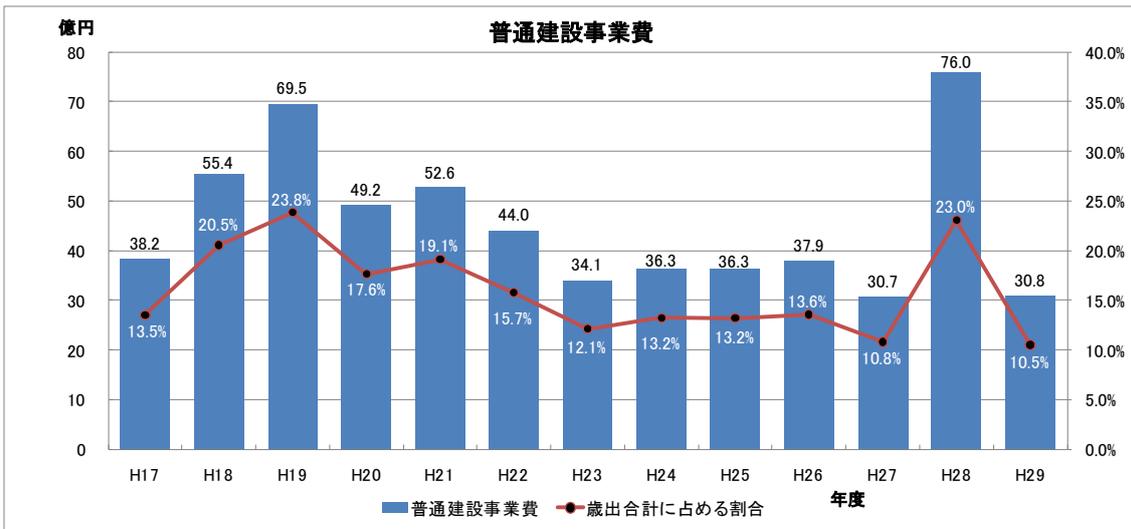
※1：普通会計とは、個々の地方公共団体ごとに一般会計や各特別会計の範囲が異なる等のため、地方財政統計上統一的に用いられる会計区分であり、一般的に地方財政をいう場合、この普通会計を基本としている。

※2：投資的経費とは、支出の効果が資本形成に向けられ、施設等が資産として将来残るもので、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費をいう。



(2) 普通建設事業費(※3)の推移

過去の普通建設事業費の推移をみると、平均して歳出総額の約16%を占めています。しかし、過去5年間平均では、歳出総額の約14%になり、以前に比べると減少していることがわかります。



(3) 今後の財政状況

歳入面については、生産年齢人口の減少に伴う個人市民税の歳入減が予想されます。また、地方交付税については、普通交付税の合併算定替の特例が平成28年度から段階的に引き下げられるため大幅な減額が見込まれます。

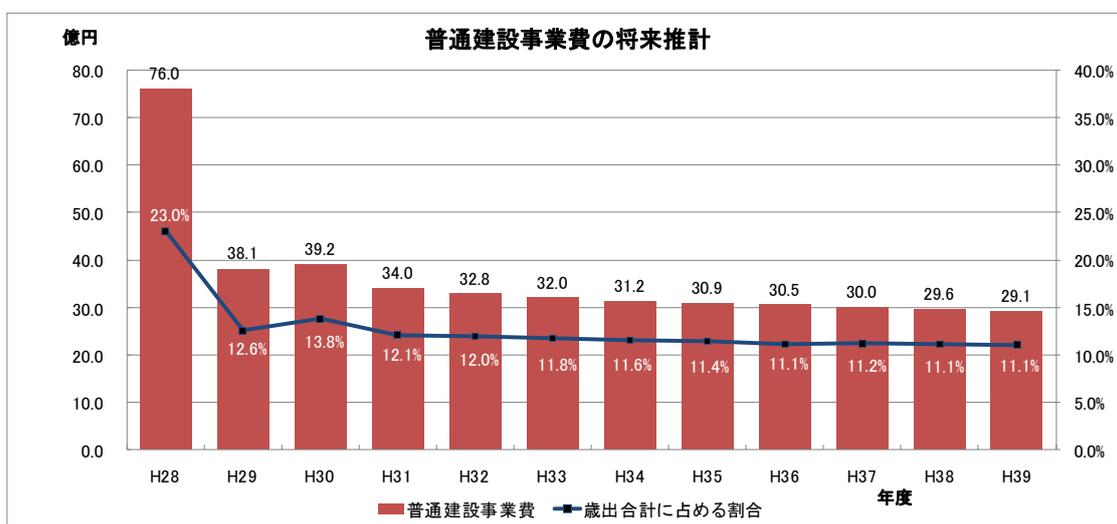
一方、歳出面では、人件費については定員適正化計画の徹底により削減に取り組んでいるものの、少子高齢化に伴う扶助費等の増加により、義務的経費全体は増えていくものと考えます。

※3：普通建設事業費とは、地方財政の性質の分類における投資的経費のうち、災害復旧事業、失業対策事業を除いたもので、道路、橋りょう、学校、庁舎等公共用又は公用施設の建設事業に要する経費をいう。

また、秩父市中期財政計画の財政見通しによると、本市の普通建設事業費は、本庁舎及び市民会館の建設等により一時的に増加しましたが、その後は減少傾向になり、平成39年(2027年)には、歳出総額の11%程度に止まる見込みとなっています。

この中期財政計画では、平成32年度から形式収支の赤字が続くと見込んでいます。この赤字を埋めるため、積み立てた減債基金を公債費の財源に充てることにより、形式収支の赤字を避ける計画となっています。しかし、積み立てた基金には限りがあり、さらに人口減少に伴う税収減や地方交付税の減による歳入の減少を受けて財政規模が縮小していく状況の中では、公共施設の維持管理費や普通建設事業費に充てられる財源が、より一層限られていきます。

以上のようなことから、本市の財政状況は、今後ますます厳しくなり、更なる行財政改革が迫られます。



歳入	5カ年の段階補正 (0.9 0.7 0.5 0.3 0.1)											(単位:億円)
	H28(決算)	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	
地方税	86.9	85.3	83.7	84.2	83.2	82.3	82.0	81.0	80.7	79.8	80.2	81.5
地方譲与税・交付金等	14.4	14.3	15.6	15.3	15.7	15.5	15.4	15.2	15.1	14.9	14.8	14.7
地方交付税	73.1	78.9	65.4	66.4	64.6	64.8	63.6	64.2	67.5	63.9	61.9	61.8
負担金・使用料等	8.1	8.2	8.2	8.2	8.3	8.3	8.3	8.3	8.4	8.4	8.4	8.4
国県支出金	57.1	51.0	51.5	51.6	51.4	51.1	51.0	50.8	50.6	50.4	50.3	50.1
繰入金・繰越金	53.4	39.2	26.3	23.0	17.1	17.7	16.2	16.5	18.1	16.5	15.5	15.5
市債	45.9	28.6	30.7	25.1	24.7	21.4	20.9	20.5	19.8	19.3	18.8	18.3
その他	8.8	8.3	7.9	7.9	8.0	7.9	7.9	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0
歳入合計	347.5	313.8	289.4	281.6	273.0	269.0	265.3	264.5	268.1	261.2	257.8	258.2
歳出												
人件費	40.5	40.1	40.0	39.7	39.5	39.3	39.1	38.9	38.6	38.4	38.2	38.0
物件費	35.9	37.2	37.1	36.9	37.3	37.4	37.5	37.6	37.8	37.9	38.0	38.1
扶助費	57.2	54.0	54.9	55.0	54.8	55.1	55.0	54.9	54.8	54.7	54.8	54.7
補助費等	31.6	32.1	31.8	32.3	32.8	30.8	31.2	31.5	31.7	32.0	32.3	32.5
公債費	29.0	45.7	29.8	33.5	29.1	31.6	30.8	34.8	29.4	27.5	24.9	24.9
繰出金	30.0	30.9	31.0	30.6	30.9	31.2	31.1	31.3	31.5	31.6	31.6	32.0
普通建設事業費	76.0	38.1	39.2	34.0	32.8	32.0	31.2	30.9	30.5	30.0	29.6	29.1
その他	29.7	25.2	19.8	18.4	17.3	14.7	14.2	14.0	14.0	13.8	13.7	13.7
歳出合計	329.8	303.3	283.6	280.5	274.5	272.1	270.1	269.8	273.7	267.7	265.6	263.1
歳入合計-歳出合計(形式収支)	17.8	10.5	5.8	1.1	-1.5	-3.2	-4.9	-5.3	-5.6	-6.5	-7.9	-4.9

※端数処理の関係上、合計等が合わない場合があります。

出典:平成29年度秩父市中期財政計画

第3章 公共施設等の現状と課題

1. 公共施設等の現状

平成30年3月31日時点の市内の主な公共施設等の情報を次の表に列挙しました。

ハ コ モ ノ	会計名	単位	数量
	普通会計（一般会計）	延べ床面積(m ²)	339,041.23
	国民健康保険特別会計	延べ床面積(m ²)	1,278.50
	公設地方卸売市場特別会計	延べ床面積(m ²)	6,344.22
	駐車場事業特別会計	延べ床面積(m ²)	146.44
	秩父市立病院事業会計	延べ床面積(m ²)	10,479.76
	小計		357,290.15
イ ン フ ラ	名称	単位	数量
	道路	延長(km)	1,016.1
	橋りょう	数(本)	507
	下水道	延べ床面積(m ²)	15,481.24
		管路延長(km)	205.5
	農業集落排水	延べ床面積(m ²)	1,123.59
		管路延長(km)	36.2
延べ床面積合計(m ²)			373,894.98

建物は、1,332棟、延べ床面積37万3894.98m²です。

(1) 公共施設（ハコモノ）の現状

① 普通会計（一般会計）

平成24年3月に総務省が公表した「公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果」では、人口一人当たりの公共施設の延べ床面積は全国平均値（加重）3.22m²、中央値3.63m²となっています。ただし、この値は、普通会計の延べ床面積が50m²以上の建築物が対象となっており、調査の回答があった111市町村を取りまとめたものです。

現在の本市の状況を当時と同じ条件で算出すると、人口一人当たりの延べ床面積は4.68m²となり、全国平均（調査回答111団体）を大幅に上回っています（平均値（加重）の1.45倍、中央値の1.29倍）。

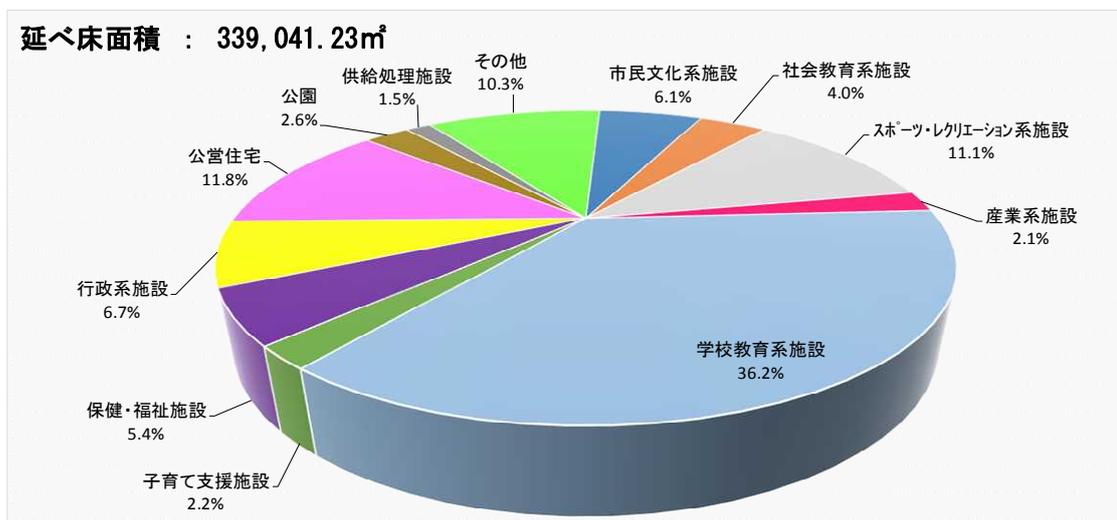
用途別では、学校教育系施設の延べ床面積が最も多く、公共施設全体の36.2%、公営住宅が11.8%、スポーツ・レクリエーション系施設が11.1%、行政系施設が6.7%を占めています。

建物の耐震状況は、すべての建物を診断することは困難なため耐震基準の

大幅改正があった年を境（グラフ1（P12）参照）に推計しますと、旧耐震基準（1981年以前）の建物が32.8%、新耐震基準（1982年以降）67.2%となっています。

なお、学校については耐震診断を実施し、耐震化されています。

■用途別延べ床面積割合（普通会計）

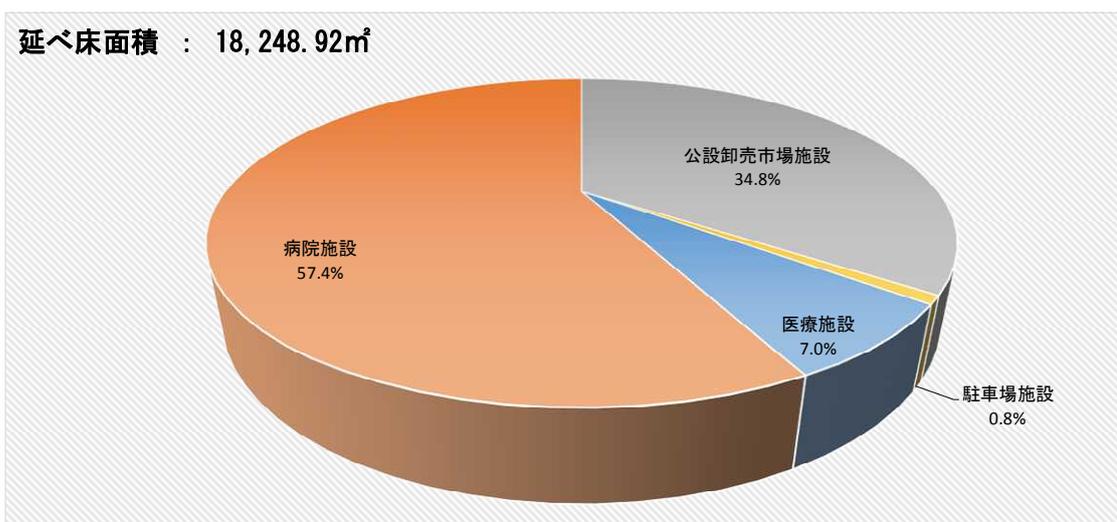


② 特別会計・公営企業会計

特別会計・公営企業会計の延べ床面積合計は、18,248.92㎡で、うち半分以上の10,479.76㎡が市立病院です。

なお、市立病院については耐震診断を実施し、耐震化されています。

■用途別延べ床面積割合（特別会計・公営企業会計）



(2) インフラ資産の現状

インフラ資産（道路・橋りょう・下水道）については、一般的な耐用年数とされる40～60年目を超えている施設やまもなく迎える施設が多数あります。

① 道路

本市の市道延長は約1,010km、面積は約3.5km²あり、維持管理だけでも多額の経費が必要となっていますが、道路の新設及び改良についても需要があるため、優先順位をつけ計画的に整備を行っています。

② 橋りょう

本市の市道に架橋されている橋りょうは、507本あり、そのうち整備年度不明が141本、耐用年数を超えるものが23本となっています。（グラフ2（P12）参照）

③ 下水道

本市の下水道管の総延長は約205kmあり、コンクリート管が約137km、塩ビ管が約57kmとなっています。最も古い管路は60年以上が経過しており、耐用年数を超えるものが多数あり老朽化が懸念されます。（グラフ3（P13）参照）

2. 将来負担コストの課題

一般財団法人地域総合整備財団が公表した公共施設の更新費用推計ソフトを利用して、平成30年に試算した今後40年間（2018年～2057年）に要する更新等費用総額と、これまでに公共施設等に投資した額の比較は次の表のとおりです。

■投資実績と更新等費用の比較

	過去5年投資額 H25～H29	今後の推計 (更新等費用)		倍率 B/A	備考
	単年平均 A	40年累計	単年平均B		
公共施設 (普通会計)	22.0億円	1403.0億円	35.1億円	1.6倍	グラフ4(P13)
道路	5.4億円	458.6億円	11.5億円	2.1倍	グラフ5(P14)
橋りょう	2.2億円	144.8億円	3.6億円	1.7倍	グラフ6(P14)
小計	29.6億円	2006.4億円	50.2億円	1.7倍	
下水道	2.7億円	317.3億円	7.9億円	2.9倍	グラフ7(P15)
合計	32.3億円	2323.7億円	58.1億円	1.8倍	

※端数処理の関係上、合計等が合わない場合があります。

今後の推計（更新等費用額）の設定条件

公共施設（ハコモノ）

更新年数 60年
大規模改修実施年数 30年
更新（建替え）及び大規模改修の単価

	更新（建替え）	大規模改修
市民文化系、社会教育系、行政系等施設	40万円/㎡	25万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系等施設	36万円/㎡	20万円/㎡
学校教育系、子育て支援施設等	33万円/㎡	17万円/㎡
公営住宅	28万円/㎡	17万円/㎡

道路

更新年数 15年
更新単価

一般道路	4,700円/㎡
自転車歩行者道	2,700円/㎡

橋りょう

更新年数 60年
更新単価 448千円/㎡

下水道

更新年数 50年
更新単価

コンクリート管、塩ビ管	124千円/㎡
更生管	134千円/㎡
その他の管	124千円/㎡

(1) 公共施設（ハコモノ）の将来負担コスト

① 普通会計（一般会計）（グラフ4（P13）参照）

公共施設（ハコモノ）に投資した、工事費や設計委託料（以下「工事費等」という。）は、年平均22.0億円となっています。

一方、今後40年間このまま公共施設（ハコモノ）をすべて保有することを前提に更新等に係る費用を試算したところ、40年間で1403.0億円、年平均35.1億円となり、過去5年間に投資した工事費等の約1.6倍に相当します。現状のままではすべての施設の改修や建て替えなどを行うことは困難です。

② 特別会計・公営企業会計

特別会計という性質上、特定の歳入をもって特定の歳出に充てなければなりません。各会計で管理している建物が少ないことから、老朽化に伴う大規模改修や更新などの費用が一時期に集中しやすく平準化が難くなるため、計画的な財源確保が必要になります。

(2) インフラ資産の将来負担コスト（グラフ5、6、7（P14～15）参照）

建築物だけではなく、インフラ資産（道路・橋りょう・下水道）の更新等費用についてしてみると、本市では、今後40年間このままインフラ資産をすべて保有し続けた場合に必要なコストを試算したところ、道路は40年間で458.6億円、年平均11.5億円となり、過去5年間に投資した工事費等の約2.1倍に相当します。橋りょうにおいては、40年間で144.8億円、年平均で3.6億円となり、過去5年間に投資した工事費等の約1.7倍に相当します。公共施設（ハコモノ）同様、現状のままでは更新が困難となります。

また、下水道施設においては、都市としての成熟度合いから大幅な新規投資の拡大は想定されにくいものの、老朽化した設備に対する今後の負担増が見込まれます。下水道においても約2.9倍という推計になるため、管理手法等の見直し等が必要となります。

第2章で述べているとおり、今後ますます人口減少及び少子高齢化が進んでいく一方で、公共施設等にかかる将来負担コストは前述のとおり増加していきます。

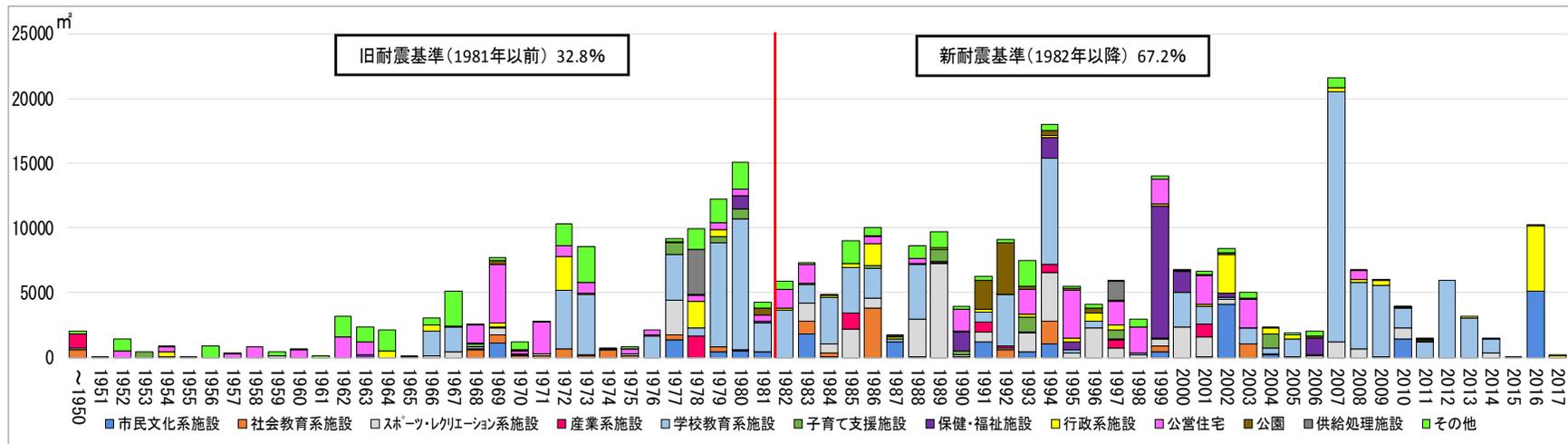
次の表を見ると、現在の一人あたりの負担額は約47,000円に対して、40年後には一人あたり約122,000円と約2.6倍になります。現在の施設等を維持するためには大幅な負担増が予想されることから、公共施設等の適正なマネジメントの推進が必要になります。

■人口減少を考慮した将来負担の推計

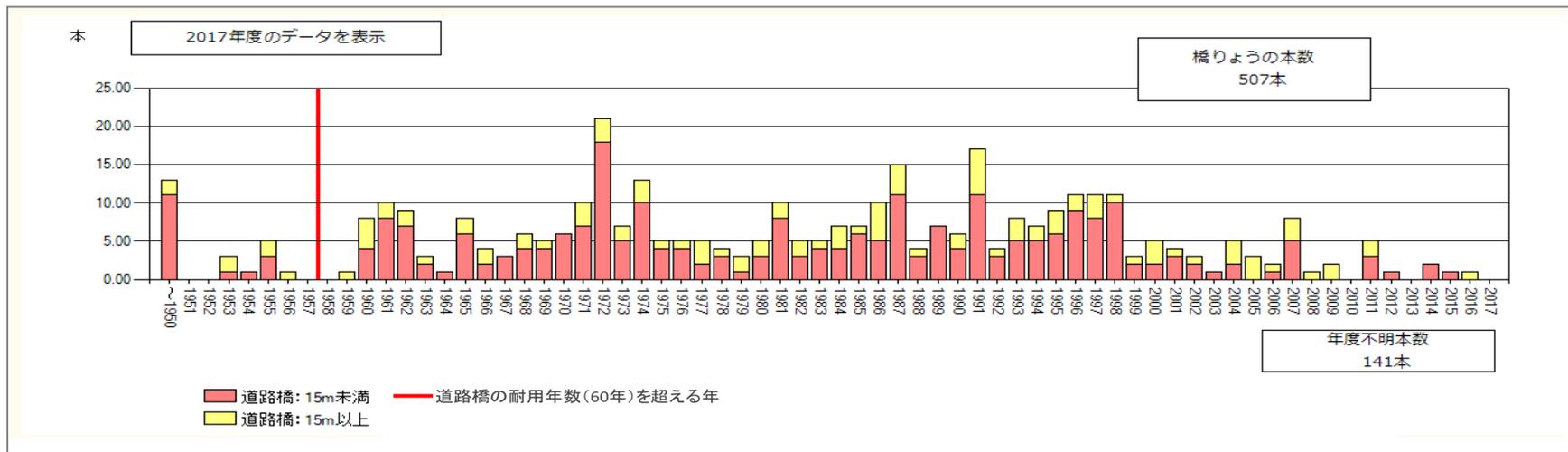
	過去5年平均投資額		今後の推計		倍率 B/A
人 口	63,555人 (平成27年国勢調査人口)		41,073人 (H57年推計)		
	単年平均		単年平均		
	更新費用	一人当たりA	更新費用	一人当たりB	
公共施設	22.0億円	34,668円	35.1億円	85,399円	2.5倍
道 路	5.4億円	8,464円	11.5億円	27,914円	3.3倍
橋りょう	2.2億円	3,444円	3.6億円	8,814円	2.6倍
計	29.6億円	46,575円	50.2億円	122,126円	2.6倍

※端数処理の関係上、合計等が合わない場合があります。

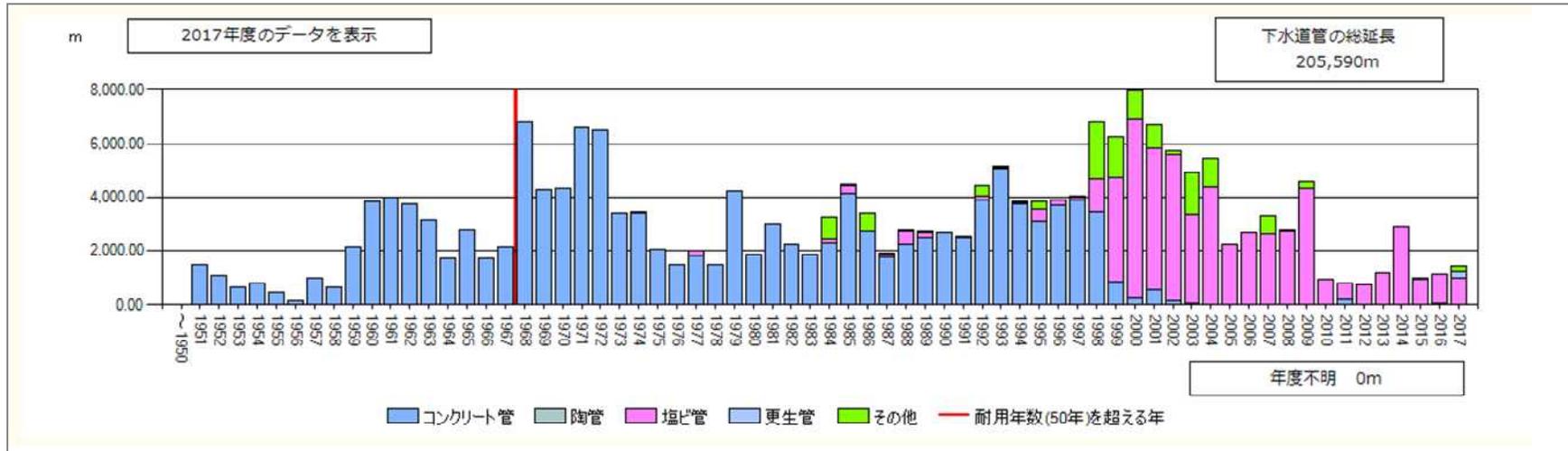
■【グラフ 1】 築年別延べ床面積



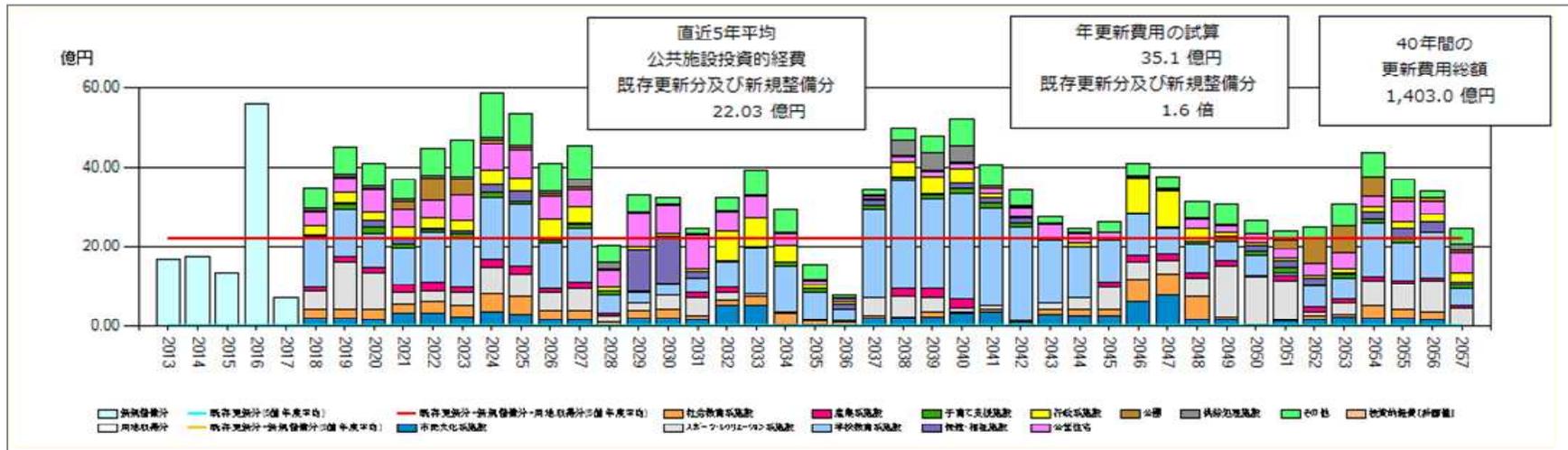
■【グラフ 2】 年度別整備数（橋りょう）



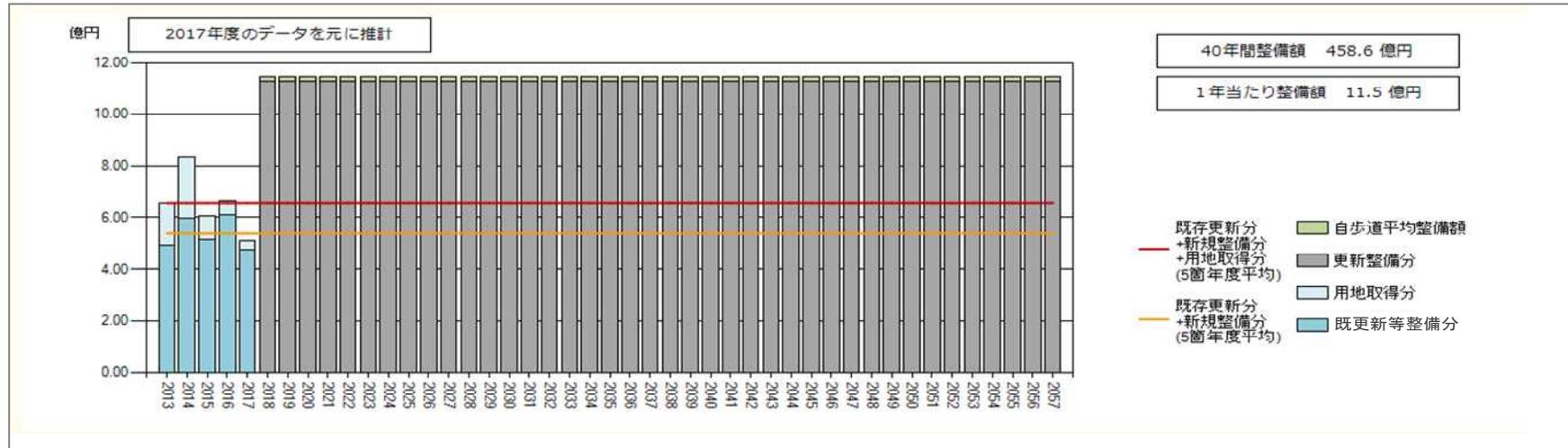
■【グラフ3】年度別整備延長（下水道）



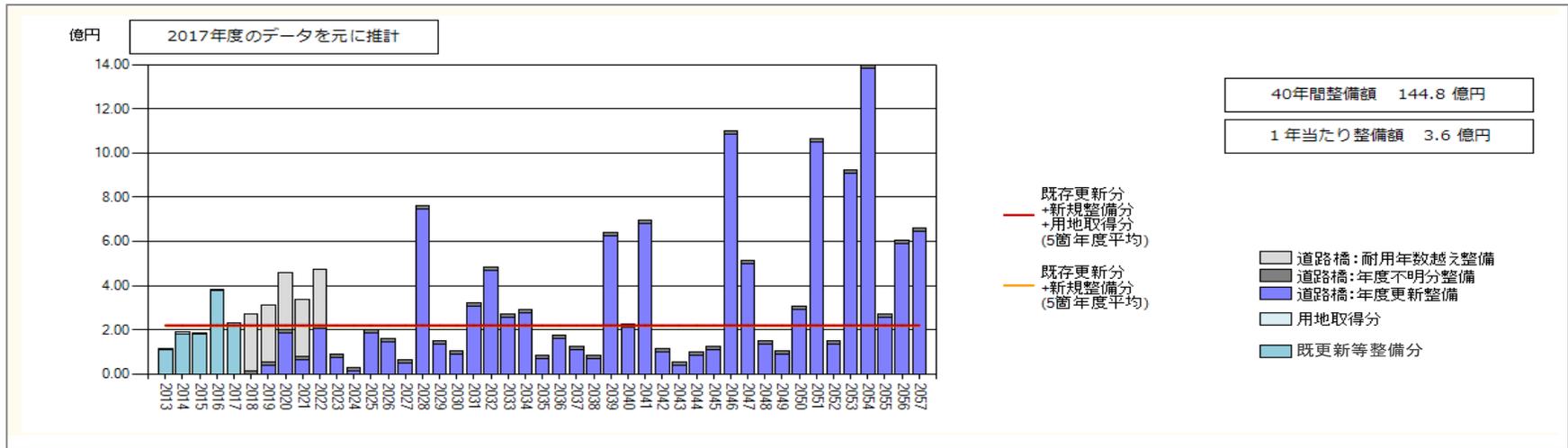
■【グラフ4】将来の更新費用の推計



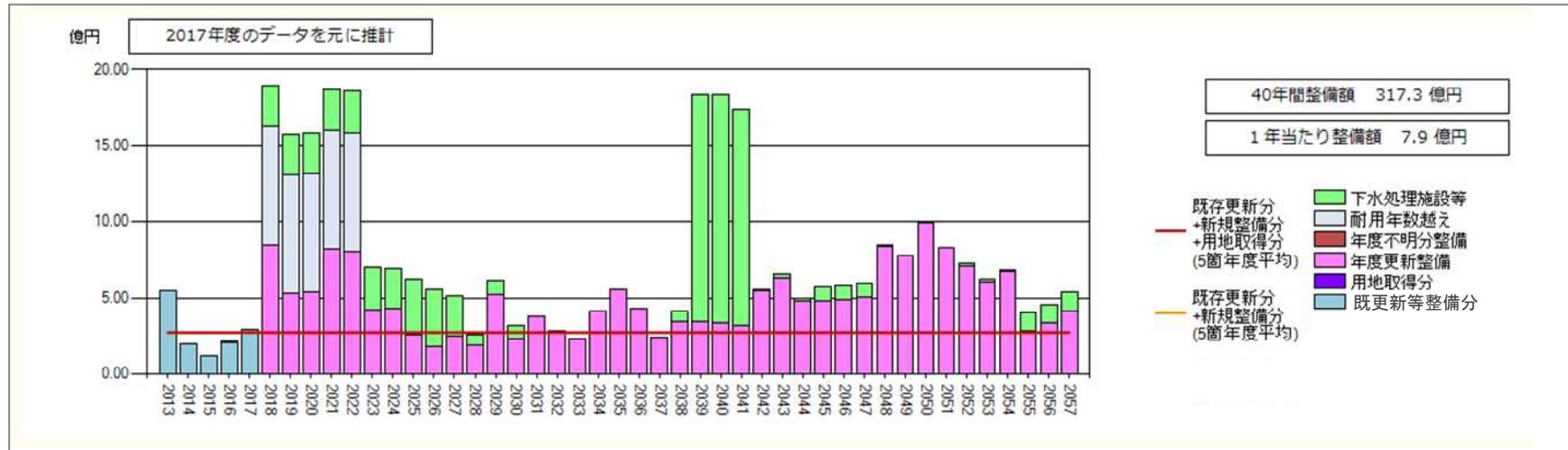
■【グラフ5】 分類別面積による将来の更新費用の推計（道路）



■【グラフ6】 構造別面積による将来の更新費用の推計（橋りょう）



■ 【グラフ 7】 管種別年度別延長による将来の更新費用の推計（下水道）



第4章 総合管理計画推進方針

本市ではファシリティマネジメント（施設の適正な管理を意味する。以下「FM」という。）の考え方を公共施設に取り入れ、全庁的かつ戦略的に本計画を推進していきます。これにあたり以下の3つの改革を行います。

また、改革の対象範囲を公共施設のみならずインフラ資産にまで拡大し、必要な資産を適切に管理できるよう長寿命化や統廃合等を計画的に進めていきます。

1. 公共施設等総合管理計画推進における3つの改革

第一に、その数及び規模の適正化を図ること（量の改革）。

第二に、利用者の安全性や快適性等のサービスを向上させること（質の改革）。

第三に、市財政を圧迫しない計画的な管理運営を実現すること（歳入確保）。

（1）量の改革

必要な公共施設等を今後も継続的に保有し続けていくために、まず、「そもそも論」から保有についての検討を実施します。「この施設は、そもそも必要なのか」という観点から検討を始め、「いらぬものは持たない」という強い意志で臨む必要があり、積極的かつ計画的に施設の廃止、統合などを推進します。また廃止、統合しない場合でも、著しく稼働率が低下している施設については、その規模の縮小を図ります。さらに「量の改革」では、ハードとしての施設だけを対象とするのではなく、既存サービスの他施設への集約化や振替など、代替性確保への配慮も行います。

いずれにしても、根拠に基づく責任ある判断を下し、「丁寧な説明」と「十分な議論」を行い、この「量の改革」に取り組みます。

（2）質の改革

継続的に保有すると判断した施設は、より安全で機能的な施設を目指し管理運営を実施していくため「質の改革」に取り組みます。

これまで、施設建設以後の維持補修や改修等の投資は、予算の都合などで計画的に行われてきませんでした。一方で、施設老朽化は進んでいきます。耐震化や適切な修繕、改修を実施すれば長寿命化を図ることが可能となります。長寿命化は、施設を安全に利用できる期間が長くなるだけでなく、更新費用も著しく抑えられるというメリットがあります。

保有すると決めた施設については、耐震化・ユニバーサルデザイン化・環境対策・省エネルギー対策及び多機能性を備えるなどの必要な投資を適宜実施し、公共施設等の快適性、機能性などの向上も図ります。

(3) 歳入確保

今後の公共施設等への適正投資を継続的に実施するためには、量の改革及び質の改革を進めるとともに、歳入の確保についての積極的取り組みが必要です。

この「歳入確保」は、適正な受益者負担の観点からの使用料の有無や額の見直し、余剰面積の一部貸付や目的を終えた施設の全部貸付又は売却、ネーミングライツ及び看板の設置等による広告収入を意味します。また、危険回避等を目的とした取り壊しも財源の確保に寄与するため、この「歳入確保」に位置付けます。

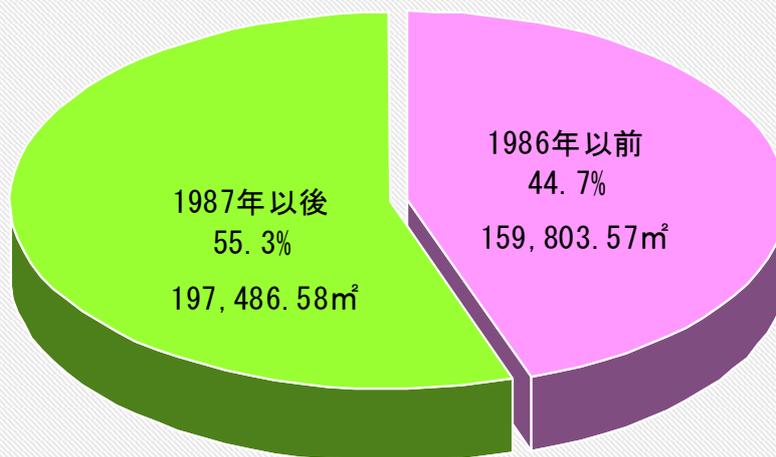
2. 現状や課題に関する基本認識

本市は、平成 17 年 4 月に市町村合併していることから、同種類の施設が複数存在するという状況があり、公共施設の市民一人当たり延べ床面積は、平成 24 年 3 月に総務省が公表した「公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果」を大きく上回っています。加えて、更新等の需要も投資実績を大きく上回る試算であり、すべての施設の改修や建て替えなどを行うことは困難です。

また、公共施設（ハコモノ）については、建築後 30 年以上を経過した建物が全体の 44.7% を占めており、老朽化した施設が多いことがわかります。

こうした現状から、一人当たりの縮減や長寿命化の実施、公共施設の最適な配置の実現、インフラ資産にかかる経費の抑制が今後の課題となっています。

■30年以上経過した公共施設の延べ床面積割合



3. 計画期間

本計画の計画期間は、公共施設の整備、改修、管理運営が中長期に及ぶことを考慮して、平成 28 年度からの 30 年間とします。

30 年間にわたる計画のため、基本的に 10 年ごとに検証、見直しを行います。原則として Plan（計画）→Do（実行）→Check（検証）→Action（改善）のサイクル（PDCA サイクル）で行ないます。

これにより、継続的なマネジメントを目指し、データ更新や目標の再設定に対応していきます。

社会情勢の変化の対応などで見直しが必要となった場合は PDCA サイクルの途中であっても柔軟に対応していきます。

見直しが必要と判断した場合は、適宜、市民や議会に必要な情報提供や協議を行います。

F M は施設等を資産と捉え、経営的視点から管理、活用をする手法であるため、継続性が求められる資産管理等は、長期的なビジョンが重要です。

4. 取組体制

(1) 庁内の推進体制

公共施設におけるFMの推進や計画の進捗管理にあたっては、FM推進課が中心となり、庁内への連携、協力を働きかけ、施設の一元管理を目指していきます。

そのうえで、市全体の施設の再配置や多機能化を検討していきませんが、状況に応じ、組織横断的な検討や対応が必要なものについては、FM推進課がその調整役を担っていきます。

そして、施設の更新、廃止や統合等に関しては、この計画の方針に基づき、市長を会長とする、秩父市公共施設ファシリティマネジメント推進会議（以下、「FM推進会議」という。）への状況説明や協議を綿密に行いながら庁内での合意を諮ったうえで取り組んでいきます。（この会議は公共施設FMの実現を図るための施策を、総合的かつ効果的に推進するため設置されました。）

また、道路等のインフラ資産については、資産の所管課が中心となって適正管理に取り組みますが、それぞれが計画推進に向け、FM推進課との連携、FM推進会議への報告や必要な協議を行うこととします。

庁内でのFMの意識を醸成させ、施設等所管課はもとより、職員一人ひとりが市の財政状況、公共施設やインフラ資産の現状を認識し、施設数やそれに係るコストの適正化に努めることとします。

(2) 財政部門との連携

公共施設やインフラ資産のFMにおいては、施設等の管理経費に充てる財源が措置できるかという財政面の課題解決が重要となります。必要な財源が確保できなければ計画的な改修や適正な維持管理を行うことはできません。普通交付税の合併特例期間が平成32年度に終了し、今後ますます厳しい財政運営が予想される状況で、限られた財源をどの施設等にどのように配分するか、優先順位を決定しなければなりません。そのためには、これまで以上に長期的な財政計画により投資的経費に充てられる財源を推計することが必要なことから、財政課と連携を密にし、全庁的な整合性を図っていきます。

5. 実施方針

(1) 公共施設・インフラ資産共通事項

- ① 人口減少を見据え、資産の縮減を基本としますが、今後見込まれる人口構造の変化や少子高齢化等による市民ニーズの変化に対応したまちづくりが可能な資産保有を目指していきます。
- ② 「量の改革」により、総量の縮減は進めますが、今後も利活用していくと決定した施設は、予防保全等の実施により計画的な維持管理を行い、長寿命化を図っていきます。
- ③ 資産等に関し、所管課で既に策定した計画については、財政状況を勘案し、当計画との整合性を図りながら必要に応じて見直すこととします。
- ④ 当計画についても社会情勢等の変化に対応しながら、内容について必要な見直しを行っていきます。
- ⑤ 受益者負担については、再検討を行い、利用者に適正な負担を求めていきます。
- ⑥ 人口減に伴い、公共施設、インフラ資産をこれまでどおり維持できないことは明らかです。万が一、施設等の統廃合が進まない場合には、施設等に対する市民一人あたりの負担額は増大します。そこで、効率的なまちづくりを目指して、コンパクトシティ（※4）の構築も検討していきます。コンパクトシティは、行政機能等の集約により市民生活の質を高める効果が期待でき、また同時に、その行政機能等を集約した地域の周辺へ住民が移転することで、不要となる施設等を削減できるコスト面の効果も考えられます。

(2) 公共施設

- ① 普通会計（一般会計）で管理している施設をすべて維持した場合の更新等費用は、過去5年間の公共施設に投資した工事費等の約1.6倍が必要と推計しています。この推計の縮減のみで判断すると約40%の公共施設の縮減が必要ですが、4割の縮減となると市民生活に及ぼす影響は非常に大きいと考えます。

そこで、計画期間内において延べ床面積 **35%削減**を数値目標とします。

また、特別会計・公営企業会計で管理している施設については、具体的な削減目標は設定しませんが、設置した目的、必要性や将来需要などを十分に

※4：市の中心となる地域に行政、商業、住宅などさまざまな機能を集中させた形態

検討し、延べ床面積の削減に取り組むこととします。

- ② **新規の公共施設の建設は原則行いません。**やむを得ず建設する場合は、単独施設としてではなく、異なる機能の既存施設を集約した多機能な複合施設とします。多機能施設とすることで、コスト削減効果とともに、利用する方の利便性の向上につながると考えます。
なお、公共施設の更新、新設を行った場合は、必ず施設の更新（修繕）計画を作成し、計画的に管理することとします。
- ③ 耐用年数や建物の耐震性を考慮し、耐用年数を過ぎた建物や耐震基準を満たしていない施設については利用者の安全面を考慮し、積極的に廃止を進めていきます。
廃止した施設の土地・建物については民間等への売却・貸付を検討し、その結果、売却・貸付ができない建物は取り壊しを行っていきます。その際、対象施設の機能については、存続する必要があると判断した場合は、他の施設に移すことにより多機能化を図り、存続します。
- ④ 施設の統廃合にあたっては、災害時の拠点施設としての機能に配慮しながら実施していきます。
- ⑤ 施設の方向性を検討するにあたり、施設評価の方法を確立していきます。
- ⑥ 施設管理には、施設ごとの利用状況、管理運営コスト、修繕履歴などの情報を把握し、「施設カルテ」を作成し、情報を一元管理するとともに施設の在り方について検討していきます。

(3) インフラ資産

- ① インフラ資産については、公共施設と異なり、複合化・集約化や用途変更等が馴染まないことから、資産の種別ごとに方向性を検討します。ただし、現有するすべての資産を今後も維持し続けることは公共施設と同様に困難なため、その機能を低下させずに事業を進められるよう創意工夫を図りながら総量縮減や長寿命化によるコストの削減につなげていくこととします。
- ② 前述したとおり、機能低下とにならないよう努めますが、状況によっては費用対効果を勘案し、事業転換も検討、実施していきます。
- ③ すべての資産において、財政状況を勘案しながら効率的な資産管理に努めていきますが、特にライフラインである排水処理など、公営企業会計や特別会計を設置している事業においては、一般会計からの過度の繰入れを期待す

ることなく、経営の視点に立って、補修・更新費用や維持管理費の縮減を進めながら資産の適正管理を行います。

- ④ インフラ資産の重要性や予測される劣化度を基準にリスクベースメンテナンス（※5）の考え方を導入します。

※5：リスクを基準に検査およびメンテナンス（検査、補修、改造、更新など）の重要度、緊急度を評価し、優先順位を付けてメンテナンスを行う方法。施設・設備について、すべてに一定の状態を保全するのではなく、事故等が生じた場合のリスクを基準にメンテナンスを行う考え方。管きよのメンテナンスであれば、基幹部分は優先的に更新し、事故によるリスクが低い部分は後にするなど
の対応。

6. 公共施設等の管理に関する方針

(1) 点検・診断

法定点検、診断の他、日常的な簡易点検も行います。その結果を蓄積し、得られる不具合や損傷の度合などの情報を維持管理方法の検討、対策実施に反映します。

(2) 維持管理・修繕・更新及び長寿命化等

建物の長寿命化を図るには、予防保全型維持管理が効果的と考えられます。建物や設備等の損傷が軽微である早期に予防的な修繕等を実施することで、機能保持や回復を図る管理手法です。この手法は建物の長寿命化を図るだけでなく、予防的な修繕や改修等を行うことにより、結果として建設から更新までの維持管理費の縮減を図ることができます。予防保全型維持管理を積極的に取り入れ維持管理費の縮減や平準化をするとともに、建物の長寿命化を図っていきます。

予防保全型維持管理は、建設時から劣化の対策をせずに長期間過ぎてしまったものや構造等によりなじまない建物もあります。このような建物は点検、診断等の結果を用い、事後的管理を行っていきます。

大規模改修、大規模改造は、建物の経過年数や状況の他、施設の存続期間を検討することにより、実施の可否や内容を検討します。また、施設の残存期間や耐用年数、状態等を考慮し、更新した方が有利である場合は更新を検討しますが、この場合、更新までの期間の対応を判断し、経費の縮減を図ります。

(3) 安全確保

日常的な点検や法定点検、診断等により高度の危険性が認められた公共施設等は、利用停止するなど安全を確保したうえで対処をします。また、老朽化等により供用停止されかつ今後とも利用見込みのない公共施設は侵入防止などの応急措置を行い、解体を検討していきます。

(4) 耐震化

一定期間使用し、災害時の拠点施設になるなど不特定多数の方が使用する公共施設は耐震化を図ります。

(5) ユニバーサルデザイン

国のユニバーサルデザイン計画を踏まえ、秩父市ユニバーサルデザイン推進行動方針を活かした施設整備に努めます。

7. 公共施設等個別施設計画の策定及び取組方針

総合管理計画を実現させるための具体的な計画として、学校や保育所など、ひとつのグループとしてFMを検討、実施することが望ましいと思われる施設はその施設類型で、個々の施設においてFMを検討、実施可能な施設はそれぞれで施設所管課が中心となり、個別施設計画の策定を行い、総合管理計画の実現に邁進します。

個別施設計画は、施設所管課が責任を持ってその進捗を管理し、総合管理計画の早期実現に寄与しなければなりません。

(1) 公共施設

以下、例示する①～④の施設類型は、市が保有する公共施設のうち面積割合が大きい施設、人口構造や社会状況の変化により、今後、施設の在り方や市の関わり方を変えていく必要が大いにあるのではないかと想定される施設です。そこで、これらの施設に対する取組方針を示します。

① 教育施設（学校）

公共施設（普通会計）の延べ床面積の約36%を占めています。

少子化が進む中で、学校の統廃合は避けては通れないものと考えています。

そのため、文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」に基づき、教育上の課題や児童・生徒数及び学級数、通学時間、学校施設の状況、地域の実情及び財政状況等を勘案し、保護者や地域住民の理解を得ながら、小・中学校の統廃合を進めていきます。

そして、廃校になった施設は、その状態に応じて地域の拠点となるべく、用途変更、機能の集約化により、再利用や多機能化を図っていきます。

② 保育所・幼稚園等

保育所については、FM方針に基づき、民間施設の状況も踏まえながら、施設の廃止を進め、合併後7所あった保育所を4所とすることを決定しています。

同様に幼稚園についても民間の幼稚園が園児数の確保に苦慮している状況を踏まえ、民業圧迫とならないよう、適正な施設数について考えていきます。

今後も「民間でできることは民間にお任せする。」ことで統廃合の可能性について積極的に検討していきます。

③ 市営住宅

教育施設（学校）に次ぐ面積を保有しています。

現在は、民間の賃貸住宅も数多く建設されており、市営住宅の在り方を見直していく必要があります。平成 26 年 3 月に策定した「秩父市市営住宅等長寿命化計画」に基づき進めていきますが、居住者の理解を得ながら、老朽化した住宅については安全性を考慮し、取り壊し等を積極的に推進していきます。

④ 集会施設

現在、旧合併市町村の区域ごとに扱いが異なります。

町会によって取り扱いが異ならないよう、市が所有するものについては、譲渡等により町会等の所有とするよう調整していきます。

そして、施設の更新、修繕等については、既存の補助制度により建設費の一部を市が負担することとします。

⑤ 上記以外の施設

老朽化した施設であっても建て替えは容易にできないため、機能の集約化を進めながら、施設数の減少を目指します。

合併前は旧市町村ごとにフルセットの施設を所有していましたが、行政のスリム化を目指した合併の目的を再度認識し、公共施設の再編を進めていきます。

(2) インフラ資産

① 道路

道路の新設及び改良については、コスト縮減に努めながら効率的、効果的な整備を図ります。

② 橋りょう

橋りょう等の長寿命化については、今後の財政状況を踏まえたうえで、重大な損傷や致命的な損傷となる前に修繕を実施することにより、健全な状態を維持しながら長寿命化を図ることでコストを縮減します。

③ 公共下水道、農業集落排水、戸別合併処理浄化槽

生活排水処理施設の普及促進は、財政状況、人口の推移などを勘案し、適切な処理方法を選定したうえで整備をしなければなりません。

また、既設処理施設については止めることのできない施設であるため、適切な維持管理に努め、最小限の更新により施設の延命化を図り、コストの縮減を図るように努めていきます。

④ 上記以外のインフラ資産

各省庁からの指針等に従い、計画的な整備や長寿命化を図るなどし、コスト縮減に努めます。

8. 計画推進に向けて

(1) 市民との協働

不特定多数の市民が利用しない施設については、町会やNPO等に維持管理を依頼ができないか、状況によっては譲渡等を行うことができないかを検討し、それらの団体に協力を要請していきます。

また、FMに対する市民意識醸成のために効果的なコミュニケーション手法の検討を行い、ワークショップやシンポジウム等の開催、その他、普及啓発活動をしていきます。その際、公共施設に関しては、FM推進課、インフラ資産に関しては各所管課が中心となって、市民に理解を深めていただくよう、実施するものとします。

(2) 議会の同意と参画

この計画の実施にあたり、市民生活に一定の影響を与えることが予想されるため、計画の趣旨について議会の合意を得て進めていきます。また、長期間にわたる計画でもあることから、この計画を議決事件として議会の議決を求め、行政と共にこの課題へ取り組んでいただきます。

(3) PPP/PFIの活用

公共施設等の整備・更新などの際は、民間のノウハウや資金等が活用できないか情報収集に努め、コスト削減を図りながら、効率的、効果的な施設管理運営を目指していきます。

(4) 他団体等との連携

公共施設の状態や利用状況等を勘案し、ちちぶ定住自立圏の1市4町における公共施設の相互利用について、必要に応じた措置を講じていきます。

さらに、国、県の公共施設や民間施設の利用も検討します。

また、水道事業の広域化を平成28年度から秩父広域市町村圏組合の事務としたように、事業自体の広域化も視野に入れます。

(5) 公会計との連携

国から示された「統一的な財務書類等の作成基準」による固定資産台帳を会計部門で整備しました。

今後、庁内で連携体制を構築し、公共施設等の総合的な管理への活用を考えていきます。

秩父市公共施設等総合管理計画

平成 27 年 12 月 初版

平成 31 年 3 月 二訂版

秩父市財務部 F M 推進課